

カトリック仙台司教区郡山教会

『カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築計画委託業務』

プロポーザル実施要領

カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館建設委員会

1. 目的

本要領は、カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築の建設にあたり、設計・監理担当者を選定するためのプロポーザルに関する手続きについて必要な事項を定め、技術力や創造力、問題解決に優れた提案者を設計・監理担当者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築計画委託業務
- (2) 業務内容 設計・監理委託業務
- (3) 履行期限 契約日から 2025 年 12 月 31 日（竣工まで）

3. 主催及び事務局

- (1) 主催：カトリック仙台司教区郡山教会
- (2) 事務局：カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館建設委員会
〒963-8014 福島県郡山市虎丸町 13-1
mail：architect.ckk@gmail.com
※事務局への問合せは必ずメールで行うこと

4. 事業計画概要

詳細は、「カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築計画基本構想」による。

- (1) 建設場所 地名地番：福島県郡山市虎丸町 25 番 1
住居表示：福島県郡山市虎丸町 13-1
- (2) 敷地面積 1,652.89 m²
- (3) 用途・構造・規模
 - ①用途：司祭の住居及び他の教会の司祭が来訪された際の宿泊施設、教会のイベント及び信徒の交流機能の複合施設。
 - ②構造・規模等：木造 2 階建てが基本
※埋蔵文化財法適用地域であることを考慮すること。
 - ③床面積：350 m²程度（所要室参考面積表：別途添付）
 - ④外構を含む付帯工事等
- (4) 概算事業費
総事業費（解体工事・屋外付帯工事・地盤調査・設計料を含む）約 145,000,000 円（税込）

5. プロポーザル手続き・技術提案書等

(1) プロポーザル公示

2023年7月7日（金）

(2) 現地説明会

2023年7月14日（金）13時30分から

場所：建設場所

※敷地内は駐車不可であるため、公共交通機関又は周辺の有料駐車場を使用すること。

参加人数：参加設計事務所・グループから3名まで

現地説明会申込期限：2023年7月12日（水）12時迄

参加者氏名・所属・代表者電話番号を事務局までメールで提出。

(3) 質問書提出期限及び方法

2023年7月19日（水）12時まで

別紙様式2に記載の上、事務局までメールで提出。

(4) 質問に対する回答日及び方法

2023年7月26日（水）

(5) 参加表明書提出期限

2023年7月28日（金）

別紙様式1をPDFで事務局にメールで提出。

(6) 技術提案書

技術提案書には建築物に対する提案及び概算予算書（設計料を含む）を記載する。

単独事務所又は設計共同体が提出できる技術提案書は、1点とする。

(7) 技術提案書提出期限

簡易書留・メール便など追跡可能な送付方法を用い2023年8月23日（水）までに必着

※持ち込みは認めない。

(8) 提出書類・部数

様式3：技術提案書 提案届け 1部

様式3-1：業務実施方針及び担当チーム 13部

様式3-2：技術提案書 13部

様式4：代表者/構成員 主要業務実績 1部

※上記を郵送する他、送付完了の連絡と様式3、様式3-1、様式3-2、様式4をPDFで事務局にメールで提出（8月23日中）。

6. 参加資格

(1) 一級建築士事務所登録がなされていること

(2) 建築士賠償責任補償制度に加入していること

(3) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないと認められる者

※取り組み体制として、JVを認める。但し各社（1）～（3）の参加資格を満たすこと。

※本委託業務を受託する関連会社・団体は本業務の施工には携われないものとする。

7. 審査結果及び応募費用について

- (1) 審査結果について、「異議」を申し立てることはできない。
- (2) 応募提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

8. 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合は、技術提案書は無効とする。

- (1) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合していないもの。
- (2) プロポーザル提案書（様式 3-2 以下、「提案書」という。）の作成様式及び記載上の注意に適合していないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 実施要領に記載する事項を守らないもの。
- (8) この要領に定められた以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

9. プロポーザルの審査及び設計担当者の選定について

- (1) 審査会は以下の通りに開催します。

①一次審査会 非公開

日時：2023年8月26日（土）

②二次審査会 公開

日時：2023年10月7日（土）

※第二次審査会の詳細日程は、ヒアリング要請者に一次審査終了後通知する。

- (2) ヒアリング方法

- ①ヒアリングの順番は、ヒアリング開始前に抽選により決定。
- ②ヒアリングは公開で実施するが、ヒアリング要請者（説明者）については自己のヒアリング出席時間以外の入室は認めない。
- ③ヒアリングは、管理技術者等から3名以内の出席を求めて実施する。（再委託事務所の出席も可とする。）
- ④ヒアリングにより求める内容は、提案書（様式 3-2）の表現を補足する追加説明及び審査委員からの質疑とする。
- ⑤説明に際して、提案書のプロジェクター等による説明を可能とする。また、会場にホワイトボードを用意するので、その場において説明することは認める。
ただし、提案書に記載した事項以外の新たな事項等の説明用資料（模型等含む）を追加提出することはできない。

10. 審査委員会

プロポーザルによる設計・監理担当者を厳正かつ公平に選定するため、「カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築計画委託業務プロポーザル審査委員会」を設置し、次の委員により審査を行う。

審査委員長：安田直民/宮城学院女子大学生活文化デザイン学科教授
(有)SOY s o u r c e 建築設計事務所取締役

副審査委員長：高橋岳志/日本大学工学部建築学科助教

審査員：高木義典/日本大学工学部研究員

審査員：佐藤修カトリック郡山教会神父

審査員：佐藤大建設委員会委員長

審査員：信徒代表

審査員：信徒代表

11. 提案書の作成留意事項

プロポーザルは計画業務における具体的な取組方法及び計画のあり方について提案を求めるものであり、成果品の一部（図面、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に提案書に記載された取組方法及び評価された提案内容を反映しつつ、発注者と協議のうえ開始する。

12. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案は、基本的な考え方を文章で簡素に記入すること。

(2) 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用可能だが（着色、彩色可）、設計内容の具体的な表現はできない。

(3) 具体的な設計図、模型（模型写真含む）等は使用できない。

(4) 文章の文字サイズは9.5ポイント以上、イラストやイメージ図等の注釈等は7.0ポイント以上とする。

(5) 提案者が特定できるような表現（文章、写真等）はできない。

13. 技術提案を求めるテーマ

(1) 歴史を尊重した教会建築の提案

カトリック仙台司教区郡山教会は1911年から現在までの112年間、多くの司祭や信徒の信仰活動により存続してきたという歴史を持つことから、本計画は、受け継いできた教会の歴史を尊重し、さらに現在・未来の教会・信徒に対して配慮し計画する。

(2) 機能性の高い教会建築の提案

司祭館・信徒館においては既存の聖堂との連携や、事務機能、集会機能、居住環境の確保などが求められる。また、教会は多様な使われ方が想定されるため、司祭・信徒などの利用者を配慮し計画する。

(3) 多様性を受け入れ、交流を考慮した教会建築の提案

信徒の国籍は多様で、年齢層も幅広く多様な人々の集まりであることから、信徒間での交流を重視・配慮する必要がある。また、周辺地域との交流も考慮する。

(4) パッシブデザインを考慮した教会建築の提案

本計画は、自然環境を利用したパッシブデザインとすることで、司祭・信徒にとって快適な室内環境をつくる。自然エネルギーを利用することで、日々のエネルギー消費を削減し、経済面にも配慮する。

(5) 地域に根差した教会の実現のための取り組み体制の提案

地域や人々との物理的な距離が、それらを理解し尊重する深さに影響を与える。そのため、発注者である教会や信徒、さらには現場での迅速なコミュニケーションは地域に根差した教会の実現に重要であり、それらを可能とする工夫、取り組み体制等の提案を求める。

(6) その他本施設の計画において特に重要と考える提案

上記の他、本施設の整備において参加者が特に重要と考える課題もしくは特に提案したい考えがある場合は参加者独自の提案を記載する。

※教会、信徒、地域住民のための計画であり、建築家のための計画ではないことを留意すること。

14. 技術提案書の取扱い

提出された技術提案書の取扱いは、次の各号の通りに行う。

- (1) 提出された技術提案書は返却しない。
- (2) 提出された技術提案書は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用する。
- (3) 提出された技術提案書は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表を原則とする。
- (4) 前号により公表する場合、技術提案書は、その写しを作成し使用することができる。

15. 設計業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された「最優秀提案者」に当該業務を委託する。
ただし、契約締結後において、最優秀提案者との間で問題が発生し、契約を履行することができない場合に限り、委託者は優秀提案者（次点）に移行することとする。
- (2) 受託者は、教会及び建設委員会と十分協議のうえ、設計・監理業務を進め、委託業務履行期限内に完了させることとする。

16. 選定提案書の賞金

- (1) 最優秀提案者 一設計事務所（単独事務所又は設計共同体）
「カトリック仙台司教区郡山教会司祭館・信徒館新築計画委託業務」の担当者としてカトリック仙台司教区郡山教会と契約する。
- (2) 優秀提案者（次点） 一設計事務所（単独事務所又は設計共同体）
- (3) 二次審査会ヒアリング対象者（五社程度） 交通費として30,000円を支払う。